ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(1)-1

日付　2026 年 5 月 28 日

プロジェクト　**譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**

項目　**本日の審議の概要**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

企業会計基準「金融商品に関する会計基準」等（金融資産の消滅範囲）

（これまでの経緯）

2. 企業会計基準委員会は、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、2026 年 2 月 27 日に企業会計基準公開草案第 97 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」及びその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「金融資産の消滅範囲に関する公開草案」という。）を公表した。

3. 金融資産の消滅範囲に関する公開草案のコメント期間は 2026 年 3 月 31 日までであり、4 通（団体等 1 通、個人 3 通）のコメント・レターが寄せられた。

4. 第 575 回企業会計基準委員会等[1]及び第 576 回企業会計基準委員会等[2]では、金融資産の消滅範囲に関する公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応（案）をお示しし、ご意見を頂いた。

（本日の審議事項）

5. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下についてご審議を頂きたい。

<u>適正手続きに関する事項</u>

6. 以下の承認に関するご審議を頂きたい。

---

[1] 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）を合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。

[2] 第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）及び第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）を合わせて「第 576 回企業会計基準委員会等」という。

(1) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項(1)-7）

公表議決に関する事項

7. 以下の企業会計基準等の公表議決に関するご審議を頂きたい。

(1) 改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案（審議事項(1)-3）

(2) 改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の文案（審議事項(1)-4-1 及び審議事項(1)-4-2）

(3) 改正企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の文案（審議事項(1)-5）

公表の承認に関する事項

8. 以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい。

(1) 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応（審議事項(1)-2）

(2) 【参考】企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（2019 年 7 月）からの改正点（履歴なし）（審議(1)-3 参考 3）

(3) 【参考】移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（2025 年 3 月）からの改正点（履歴なし）（審議(1)-4 参考 2）

(4) 【参考】企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（2013 年 9 月）からの改正点（履歴なし）（審議(1)-5 参考 3）

(5) 「公表にあたって」の文案（審議事項(1)-6）

9. なお、適用時期等の検討及び公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討について、第 255 回金融商品専門委員会で聞かれた意見は審議事項(1)-8、第 576 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(1)-9 で示している。

以　上